

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十号

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二号ロ(1)中「民間公益活動を行う団体」を「実行団体」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。